

【看護学生向けの奨学金制度一覧】

さまざまな修学資金の貸与制度があります。ここでは、本学生が利用している主なものを紹介します。

No.	名 称	金 額 貸 与 対 象 者	貸与方法	貸付利息	返還しなくてよい場合	返還しなければならない場合
1	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 看護師等修学資金貸与 (問い合わせ) 静岡市立静岡病院 人事課 054-253-3125	50,000円/月 ・看護師等養成施設に通学し、卒業後静岡市立静岡病院へ就職希望する者 ・貸与申請時に作文提出あり	年2回 4月(初年度は7月)、10月に分けて貸与	無	養成施設卒業後13カ月以内に看護師の免許を取得し、引き続き下記の期間静岡市立静岡病院に勤務した場合 月額50,000円：貸与を受けた期間に相当する期間	・卒業後13カ月以内に看護師免許を取得しなかった場合 ・免許取得後引き続き貸与期間に相当する期間を市立静岡病院において勤務しなかった場合 ・辞退、退学の事由で貸与が中止された場合
2	静岡市立清水病院 看護師等修学資金貸与 (問い合わせ) 静岡市立清水病院 事務局 病院経営企画課 054-336-1111	50,000円/月 または 100,000円/月 ・看護師等養成施設に通学し、卒業後静岡市立清水病院へ就職希望する者 ・面接試験あり	毎月 (当初は数か月分をまとめて貸与し、その後は毎月)	無	養成施設卒業後13カ月以内に看護師の免許を取得し、引き続き下記の期間静岡市立清水病院に勤務した場合 ①月額50,000円：貸与を受けた期間に相当する期間 ②月額100,000円：貸与を受けた期間の2倍に相当する期間	・卒業後13カ月以内に看護師免許を取得しなかった場合 ・免許取得後引き続き貸与期間に相当する期間を市立清水病院において勤務しなかった場合 ・辞退、退学の事由で貸与が中止された場合
3	静岡県看護職員 修学資金 (問い合わせ) 静岡県 地域医療課 054-221-2407	32,000円/月 県内看護師等の養成施設に在学する者	3期 (年度により変動あり)	無	養成施設最終学年で受験する最初の国家試験に合格し、卒業後引き続き返還免除対象施設に5年以上勤務した場合	・養成施設の最終学年で受験する最初の国家試験に合格しなかった場合 ・卒業後速やかに返還免除対象施設に勤務しなかった場合 ・返還免除対象施設に就職後、引き続き5年以上勤務しなかった場合
4	地方独立行政法人 静岡県立病院機構 看護師修学資金 (問い合わせ) 機構本部 経営管理課 054-200-1631	1. 修学資金 50,000円/月 2. 返還資金 ※静岡県外の病院から貸与を受けた奨学金を返還する場合 50,000円×貸与月数を上限とした額 看護師等養成施設に在学し、卒業後、静岡県立病院機構で勤務を希望する者	1. 毎月 (当初4カ月分をまとめて7月末に貸与) 2. 左記の貸与額を一括	無	養成施設卒業後13カ月以内に看護師の免許を取得し、引き続き貸与総額を5万円を割った月数と同期間を静岡県立病院機構病院に勤務した場合 静岡県立病院機構は 県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の3病院	・卒業後13カ月以内に看護師免許を取得しなかった場合 ・県立機構以外の病院に就職した場合 ・県立機構の看護師として採用されなかった場合など
5	日本学生支援機構 貸与・給付奨学金	本校は、「高等教育の負担軽減新制度」の対象校として認定されています。以下の奨学金が利用できる場合があります。制度の詳細は日本学生支援機構ホームページをご覧ください。 ①貸与奨学金(第一種) ②貸与奨学金(第二種) ③給付型奨学金 (問い合わせ) 高校生・大学生等：在学中の学校の奨学金窓口(事務室等) 社会人等：(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301(ナビダイヤル)				
他	専門実践教育訓練 給付制度 (社会人のみ)	本校は、厚生労働大臣より「専門実践教育訓練」の講座として指定を受けています。以下の制度を利用できる場合があります。申請される場合は最寄りのハローワークにご相談ください。 ①専門実践教育訓練給付金 ②教育訓練支援給付金				

※上記以外に、各病院等が運営する奨学金制度があります。詳細は、各病院等にお問い合わせください。
※奨学金制度は、随時改正されます。申込方法、期間などHP等で確認をお願いします。